# たま広報「市民のひろば」掲載規定

### 1. 掲載できる団体の条件

次の3つの条件を満たす団体であることが条件です。

- (ア)常時活動している、2人以上の市民団体であること
- (イ) 構成員の半数以上が多摩市在住・在勤・在学者であること
- (ウ)主な活動場所が、公共施設などの広く一般に貸し出しされている場所であること
- ※登山など、活動が市外になる場合は、打合せなどの場所が市内であれば掲載可
- ※なお、以下に当てはまる団体は掲載不可
  - ・政治・宗教活動及び政治・宗教団体、学校の部活動である
  - ・営利を目的とする団体である
  - ・個人字で活動している
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条に該当する
  - ・多摩市暴力団排除条例(平成25年多摩市条例第14号)第2条第1号から3号までに規 定する暴力団、暴力団員もしくは暴力団関係者が参加する団体である
  - ・講師が自ら生徒を募集する団体である(例:●●ピアノ教室、▲▲ダンス教室)

#### 2. 掲載できるもの

たま広報に掲載できるのは、1の条件を満たし、かつ、次の条件を満たす、「催し案内」及び「会員募集」の記事です。

- (ア)催し案内
  - ① 原則市内の会場で行われ、一般の人が参加できるもの
  - ② 参加費等が3,000円(宿泊を伴うものについては相当額)以下であるもの
- (イ) 会員募集
  - ① 入会金と月会費がそれぞれ3,000円以下であるもの
- ※なお、以下に当てはまる催し案内・会員募集は掲載不可
  - ・個人字を会場とする催し案内
  - ・営利を目的とした催し案内及び会員募集。ただし、バザーなどで、物品の売買があり、売り上げが主催団体の収益となる場合でも、多摩市内で高齢者・障がい者・児童などへの保健・医療・福祉サービスを目的として活動している団体・サークルが主催する催し案内の場合は掲載可
  - ・署名運動またはそれに類する催し案内や会員募集
  - ・政治的または宗教的な目的を有す催し案内や会員募集
  - ・その他、公共の福祉を害する恐れのあるもの

# 3. 申し込み方法

(ア)申し込み方法

申請者・問い合わせ先は、市内在住者に限ります。

- ① 窓口で申し込み(市役所3階秘書広報課 広報担当窓口)
- ② FAXで申し込み(凸042(337)7658)後、秘書広報課へ電話連絡

- ③ 公式ホームページの専用フォームから申し込み
- ※①②は、専用の申し込み用紙「市民のひろば掲載用紙」が必要
- ※②は、電話連絡がない場合は無効
- ※郵送不可
- (イ) 申し込み用紙「市民のひろば掲載用紙」配布場所
  - ① 市役所3階秘書広報課広報担当窓口
  - ② 永山公民館
  - ③ 多摩センター駅出張所
  - ④ 聖蹟桜ヶ丘駅出張所
  - ⑤ 公式ホームページ
  - ※申し込み用紙の裏面に記入例があります。記入例を参考に記入してください
  - ※②~④の公民館・出張所では申し込みを受け付けていません。窓口での受け付けは①の 市役所秘書広報課のみです
- (ウ)申し込み受付期間

別表参照。期間外の申し込みは無効です。

※窓口・FAXでの受付時間は、午前8時30分~午後5時です。公式ホームページでの受け付け開始は午前9時から、締め切りは午後5時です

## 4. 注意事項 ※必ずお読みください

- (エ)申し込み先着順で掲載します(最大30枠)
- (オ)原稿掲載の採否は連絡しません
- (カ)日時・場所などは、たま広報での統一表記となります
- (キ)各コミュニティセンターや総合福祉センターなど、愛称がある施設は愛称で表記します (例:愛宕かえで館、二幸産業・NSP健幸福祉プラザ)
- (ク)原稿の一部を削除することがあります
- (ケ)提出済みの原稿の取り消し・変更は、締切日以降はできません
- (コ)同一の催し案内は、1度しか掲載できません
- (サ)「催し案内」と「会員募集」を同一号に掲載することはできません
- (シ)催し案内の記事は、1団体1年間(4月~翌年3月)に4回まで掲載できます
- (ス)会員募集の記事は、1団体1年間(4月~翌年3月)に2回まで掲載できます
- (セ)掲載後の責任は負いかねます。トラブル等は、当事者間で解決してください。市は関与しません
- (ソ) 掲載後、市への苦情やトラブルがあった場合は、今後の掲載を見合わせることがあります

# 5. 提出先・問合せ

多摩市役所 秘書広報課広報担当 TEL 042(338)6812 、FAX 042(337)7658 公式ホームページ=https://www.city.tama.lg.jp/

附則 この規定は、平成23年7月19日から施行する

附則 この規定は、令和3年9月20日から施行する